

議案第 57 号

財産の取得について

下記の財産を取得するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び大口町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年大口町条例第 4 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 名 称 内部情報系システム更新業務
- 2 財産の種類 物品
- 3 数 量 情報系システム機器一式
- 4 契約の方法 プロポーザル方式による随意契約
- 5 契約金額 69,120,000 円
(内、情報系システム機器一式 53,632,800 円)
- 6 契約の相手先 名古屋市西区名駅二丁目 27 番 8 号
トーテックアメニティ株式会社
代表取締役社長 坂井 幸治
- 7 納 期 平成 31 年 3 月 29 日まで

平成 30 年 6 月 4 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、情報系システム機器購入のため必要があるからである。

プロポーザル執行調書					
執行年月日	平成30年5月21日 午後2時00分				
予定価格	金68,834,500円(うち備品購入費53,768,500円、委託料15,066,000円)				
最低制限価格	なし				
案件名	内部情報系システム更新業務				
路線・施設等の名称	—				
物品場所 (納入場所)	大口町役場他				
提案提出人氏名	第1回目		第2回目		摘要
	評点(100点)	円	評点(100点)	円	
トーテックアメニティ株式会社	81.5	64,000,000	落札		
富士電機ITソリューション株式会社 中部事業本部	辞退	-			
富士通株式会社 東海支社	辞退	-			
株式会社石川コンピュータ・センター 名古屋支社	辞退	-			
NECネクサソリューションズ株式会社 中部支社	辞退	-			
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	辞退	-			
西日本電信電話株式会社 名古屋支店	辞退	-			
以下余白					

* 上記金額に100分の8に相当する額を加算した金額が会計法上の申し込みに係る価格である。

主な機器

○サーバ	
サーバ機器	5機
○クライアント	
ノート型パソコン	199機
タブレット型パソコン(2in1)	30機
デスクトップ型パソコン	1機
○その他機器	
無線LANアクセス機器	20機
ネットワーク認証機器	2機

落札者 会社概要

本 社： トーテックアメニティ株式会社 名古屋市西区名駅二丁目27番8号
 業務内容： 電算機器販売業務・ネットワーク整備業務・コンピュータ関連機器保守業務
 資本金： 1億8,062万円
 従業員： 1,920名

受注実績

年度	発注者	受注内容	契約金額(税込)
平成27年度	大口町	ファイルサーバ機器一式	2,376,000円
平成28年度	大口町	高速ページプリンタ	10,152,000円
平成30年度	大口町	基幹系クライアント機器等一式	8,964,000円